

【懇話会委員からの条例項目に関する意見②】

1. 総則について

- ・自治体規模や成り立ちの違う「豊田市」を参考とされた理由。

⇒自治基本条例のかたちとして、次の4つがあげられます。

「理念条例」 自治の基本理念のみ

「準自治基本条例」 自治の基本理念、自治の主体としての市民、行政・議会の組織・運営・活動に関する事項からなる

「行政基本条例」 行政運営に関するものだけに特化している。

「フルセット型」 自治の基本理念、自治の主体としての市民、行政・議会の組織・運営・活動に関する事項、市民・市民団体の活動に関する事項が網羅されている

岐阜県内の自治体をはじめいくつかの自治体の自治基本条例を確認した中で、海津市が参考とされた豊田市は「フルセット型」であり、項目に関する解説資料もわかりやすくまとめられていることから、郡上市での条例制定に関する項目を研究するにあたり適切だと考えました。

2. 規定内容全般について

- ・現在定められている関係行政法等への関連付けや上乗せのようなかたちで、市民や行政を「縛る」条例を制定する必要があるのか。郡上市には基本的理念等が明示された「郡上市民憲章」が制定されており、それを具体的に実現していくための手法や努力目標を提示することの方が大切ではないか。

⇒自治基本条例は、「まちづくりの基本方針」を謳いあげるだけでなく、この「まちづくり」や「住民自治」を進めていくにあたって、市民の役割、市や市長の責務等についての原理原則を定めようとするものです。市民が地域の主権者として「まちづくり」に参画し「住民自治」を進めるためには、自分たちのまちの状況や課題などの情報を持つこと、それを基盤として「まちづくり」に参画できる仕組みが必要となってきます。その仕組みを構築する上でのルール化が必要という認識から、自治基本条例の制定が各自治体で進められており、郡上市においても自治基本条例に係る研究・検討を行うことを目的に住民自治推進懇話会を発足しました。

3. 市民への理解について

- ・馴染みのない「協働」の使用について。

- ・協働について、市民への提案、理解の後に、行動へと結びつけ、協働の実現へとつながる環境整備が必要であり、自治基本条例の可否についても、市民の更なる学習による、課題への気づき、意識の高揚が必須だと考える。また、それを実現するための環境整備が必要ではないか。

⇒「協働」とは、複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいい、昨今、地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられています。郡上市では、公募市民や各種団体のリーダー等からなる「郡上市まちづくり市民会議」により策定された市民協働指針の中で自治基本条例の必要性が示され、郡上市総合計画後期基本計画の中でも、協働により取り組む事項として自治基本条例の制定に向けた検討があげられました。それらのことを受けて、総合計画審議会委員や市民公募委員からなる住民自治推進懇話会を発足し、自治基本条例の可否を含め、条例について研究・検討を進めています。尚、自治基本条例の内容については、今後、公聴会

等を開催するなかで、地域や各種団体の方々とも意見交換を行っていきたいと考えています。

4. 地域の定義について

- ・地域の概念やエリアの定義を総則の中で明確にすべきではないか。
- ・今まだ守られている自治会組織の存続を含め、最少のエリアとすることを提案したい。市民サイドでは、旧町村ごとに存在した小さな地域が合併によりなくなってしまった印象を持たれる方もみえる。
⇒地域の概念については、懇話会の意見として、旧町村単位の他により小さな自治会組織という選択も含んだ検討を行うよう提言することとしたいと考えます。

